

2019年3月28日

貿易関係証明申請者 各位

### 2019年ゴールデンウィークの貿易関係証明発給業務について

平素より福岡商工会議所の貿易関係証明をご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、当所のゴールデンウィーク中の貿易関係証明発給業務につきまして、下記の通りご案内申し上げます。各種貿易関係証明のご申請に際しましては、ご留意頂きます様お願い申し上げます。

記

#### 貿易関係証明 発給業務

**4月** 4月26日(金)16時まで  
発給業務をいたします。

**4月30日(火)**

**5月** 5月2日(木)  
は臨時窓口を営業します。※1

5月7日(火)9時より  
発給業務を開始します。※2

#### 第一種特定原産地証明 発給業務

**4月** 4月26日(金)17時に  
業務を終了させていただきます。

**5月** 5月7日(火)9時より  
業務を開始します。※3

※1 下記の通り、臨時窓口を営業します。

**4月30日(火)、5月2日(木) 10:00~12:00 13:00~15:00**

**当期間中は現金決済ではなく、後日請求書払いとなります。**

支払期限は5月13日(月)までと大変短い期間でございますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いたします。

当期間中は、発給申請のみ受け付けており、原産地証明用紙販売及び貿易企業登録は受け付けておりませんのでご了承ください。

※2 福岡商工会議所は2019年4月27日(土)~2019年5月6日(月)はお休みです。

※3 4月27日(土)から5月6日(月)までの間、第一種特定原産地証明発給システムは停止いたします。停止期間中、システムにはアクセスできません。予めご了承ください。

以上